全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

# きもつき民商 ニュースレター

2020 年 3 月 20 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

## ■新型コロナウイルス対応の緊急融資制度の活用を！

新型コロナ感染症に対応するための緊急融資制度が開始されました。
事務局に相談に来られて、既に申し込みされている会員さんもおられます。
先行きが見えない中で新たな借入に踏み切れない方も、既存の制度を借り換えることも可能。月々の負担を軽減することもできます。
詳細は事務局までお問い合わせください。

### 中小業者等への資金繰り支援

＊各市町村の役所で認定を受けて、取扱金融機関で申込み。
＊今回の新規融資と合わせ、一般枠の既存融資残高を借り換え可能。

●セーフティネット４号（突発的災害等）　業種指定なし
→コロナの影響で、最近１ヵ月の売上高等が前年同月比２０％以上減少、かつその後２ヵ月を含む３ヵ月間の売上高等が同２０％以上減少見込み。

①対象資金：経営安定資金
②保証割合：100%保証
③保証限度額：無担保8,000万円、普通2億円（別枠）→
④保証人：原則第三者保証人は不要

【一般保証限度額】
普通保証　2億円以内
無担保保証　8,000万円以内
＋
【別枠保証限度額】
普通保証　2億円以内
無担保保証　8,000万円以内

指定期間：2020 年 2 月 18 日（火）～2020 年 6 月 1 日（月）まで

●セーフティネット５号　業種指定あり
→コロナの影響で、最近１ヵ月の売上高等が前年同月比５％以上減少、かつその後２ヵ月を含む３ヵ月間の売上高等が同５％以上減少見込み。

①対象資金：経営安定資金
②保証割合：80%保証
③保証限度額：一般保証とは別枠で２億８，０００万円 →
※セーフティネット保証４号とは併用可だが、同じ枠になる

【一般保証限度額】
2億8,000万円以内
＋
【別枠保証限度額】
2億8,000万円以内

指定期間：2020 年 3 月 6 日（金）～2020 年 3 月 31 日（火）まで

※裏面へ続く

## 農林漁業者への資金繰り支援

**【新型コロナウイルス緊急対応策（第２弾）】**
**農林漁業者への資金繰り支援策について**

| 支援内容 | 支援の内容・対応事業等 |
|---|---|
| 貸付利子の５年間実質無利子化 | ■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金、漁業近代化資金<br>**貸付当初５年間実質無利子化**<br>※１林業者については、貸付当初10年間無利子化<br>※２漁業近代化資金は、５号資金（種苗・育成費）に限る。 |
| 保証料の５年間免除 | ■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金<br>農業信用基金協会等による債務保証の**当初５年間の保証料免除**<br>※民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。 |
| 関係金融機関への要請 | ■新規融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予 |
| 貸付限度額の引上げ | ■農林漁業セーフティネット資金<br>600万円又は年間経営費等の12分の6 → 1,200万円又は年間経営費等の12分の12 |
| 実質無担保化 | ■農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金<br>**実質無担保等**での貸付け<br>■農業近代化資金、漁業近代化資金、その他民間資金<br>農業信用基金協会等の**実質無担保等での債務保証**引き受け<br>※民間資金は、林業者等・漁業者向けに限る。 |

## ■３・１３全国統一行動日を、４月 10 日（金）に延期します。

コロナウイルスの影響が大きく広がるなかで、きもつき民商は、３・１３重税反対全国統一行動の日程を下記の通り延期しました。
消費税増税後の初めての申告となる中で、この間、開催方法や日程について検討してまいりましたが、感染防止のため、 また、 国税庁が所得税と消費税の申告期限を４月１６日まで延期したことも踏まえ、延期という判断となりました。
ご参加のみなさんにはご理解ご協力の程よろしくお願いします。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。